（別　紙）

【表】

岡山県知事　殿

誓約書

（届出者）

団体名

代表者氏名

岡山県子どもの居場所登録制度実施要綱に基づき、登録を届け出るにあたり、届け出る内容の一切について事実と相違ないこと、同要綱に掲げる要件を満たしているほか関係法令等を遵守していることを誓約します。

岡山県子どもの居場所登録制度実施要綱（抜粋）

【裏】

第２条（登録要件）

１　子どもの居場所運営者（以下「運営者」という）の要件

　　次の（１）～（４）に掲げる要件をすべて満たすこと。

（１）代表者を有し、子どもの居場所の実施及び運営について責任を持って行うことができること。

（２）子どもの居場所を運営する事業について、独立した経理を行っていること。

（３）子どもの居場所を政治活動又は宗教活動を行うことを目的として運営する団体でないこと。

（４）関係者及び関係団体に暴力団員及び暴力団がいないこと。

２　子どもの居場所の運営の要件

　　次の（１）～（７）に掲げる要件をすべて満たすこと。

（１）参加者

　　　１８歳未満の子どもが必ず参加すること。

（２）実施内容

　　　子どもが１人でも安心して参加できる居場所を確保していること。

　　　子ども食堂においては、子どもに食事を提供し、ボランティア等と共食を行うこと。

（３）利用料金

　　　無料又は低額（実費相当額）とすること。

（４）開催頻度等

　　　年間を通じて定期的かつ継続して開催することとし、原則月１回以上の開催をし、かつ、１回につき子どもが５人以上利用する見込みがあること。

（５）様々なリスクへの対応

　　ア　食中毒や事故等に対する保険へ加入すること。

　　イ　子どもの居場所において、食事を提供する場合には、食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守し、食品衛生法の許認可等の規制も含めた管轄保健所の指導に従うとともに、衛生管理の責任者を設けること。なお、衛生管理の責任者は、食品衛生責任者の資格等を有する者、又は食品衛生責任者養成講習会等（以下「講習会」という。）を受講した者とし、該当する者が不在の場合は、速やかに講習会を受講すること。

　　ウ　子どもの居場所において、食事を提供する場合には、食品のアレルギー対策として、次のいずれかを行うこと。

　　　①　アレルギー対応しない場合

　　　　　周知の徹底、注意事項の提示、子どものみが参加する場合の保護者への事前の聞き取り等

　　　②　アレルギー対応する場合

　　　　　専門職の関与、注意事項の掲示、子どものみが参加する場合の保護者への事前の聞き取り等

　　エ　参加する子どもへの不適切な対応（体罰、暴言など）を行わないこと。また、参加者間で、いじめ、非行、暴力行為などの不適切な行為が発生しないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。

　　オ　参加者に政治活動、宗教活動、物品の売り付けを行わないこと。また、参加者がこれらの行為を行わないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。

　　カ　防犯対策として、スタッフによる見回りや声かけなど必要な配慮を行うこと。

　　キ　災害時の避難場所の確認などの対策を講ずること。

　　ク　子どもの居場所内では、子どもを含め参加者の飲酒、喫煙を禁止すること。

　　ケ　主に酒類を提供する飲食店において子ども食堂を実施する場合は、当該飲食店の営業時間外に実施すること。ただし、営業時間内であっても別室で実施するなど、飲食店の客と区別した場所で実施する場合は、この限りではない。

（６）営利を目的とせず、福祉を目的としたボランティア活動の一環として行われるものであること。

（７）運営者は、市町村や市町村社会福祉協議会等との連携に努めること。